

第1回 月寒・東月寒地区 学校配置検討委員会

日 時 令和5年(2023年)2月27日(月)16時～
場 所 月寒公民館 1階大研修室

次 第

1 開会

2 事務局挨拶

3 学校配置検討委員会について

- (1) 開催主旨の説明
- (2) 委員紹介
- (3) 代表委員の選出
- (4) 検討委員会の運営方法の決定
 - ア 検討委員会の公開・非公開
 - イ 検討委員会の開催結果の地域等への周知方法
 - ウ 地域等からの意見募集

4 協議事項：月寒・東月寒地区における取組イメージの説明と意見交換

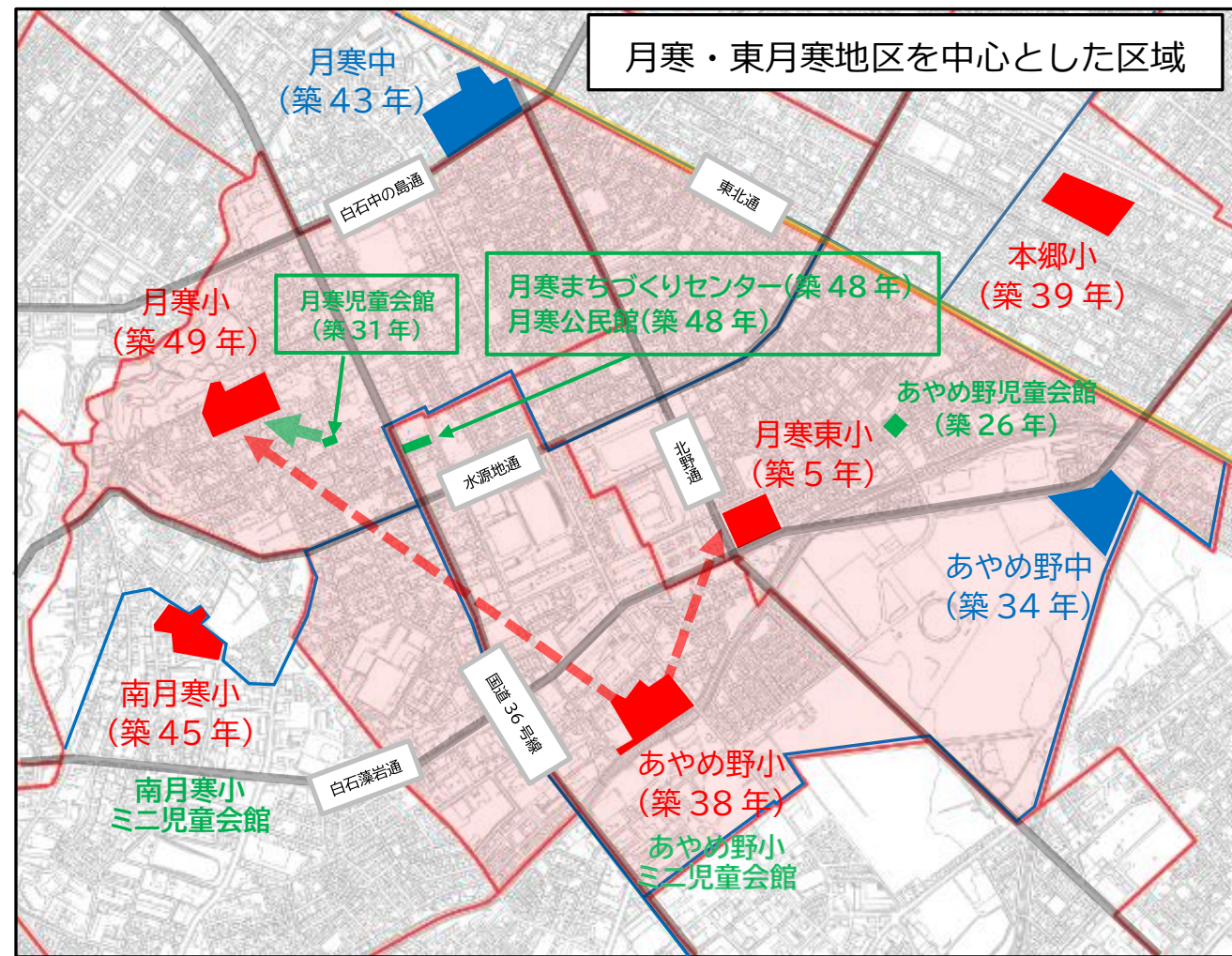
- 資 料 1：あやめ野小学校・月寒小学校・月寒東小学校を中心とした地域コミュニティ再構築の取組イメージ
資 料 2：町内会連合会役員・関係町内会役員・PTA役員・住民説明会のご来場者の皆様からのご意見等

5 次回の学校配置検討委員会の開催日程について

6 閉会

配付資料

- ▶次第
- ▶座席表
- ▶委員名簿
- ▶資料1：あやめ野小学校・月寒小学校・月寒東小学校を中心とした地域コミュニティ再構築の取組イメージ
- ▶資料2：町内会連合会役員・関係町内会役員・PTA役員・住民説明会のご来場者の皆様からのご意見等
- ▶月寒・東月寒地区学校配置検討委員会設置要綱



【凡例】
 赤色・・・小学校関係 / 青色・・・中学校関係 / 緑色・・・公共施設関係
 橙線・・・行政区域 / 灰色・・・主要道路
 ※築年数は令和4年現在

1 取組イメージ

▶ 小学校の統合

- 小規模化により生じる課題を解消するため、あやめ野小の通学区域を再編し、月寒小、月寒東小に編入

▶ 学校施設の整備

- あやめ野小の通学区域の再編に合わせて月寒小を改築

▶ 公共施設の複合化

- 月寒小の改築に合わせて「月寒児童会館」を複合化
 ⇒児童会館 300㎡ + 多目的ホール 150㎡ ※多目的ホールは一般利用可
 ※複合化に伴いあやめ野小のミニ児童会館は閉館
 ※あやめ野児童会館は現状を維持

▶ あやめ野小の跡活用

- 公共利用の可否を市役所で検討
 ⇒公共利用が見込める場合・・・市有施設として再活用
 ⇒公共利用が見込めない場合・・・地域ニーズを踏まえた条件付きで民間事業者へ売却

▶ 月寒児童会館の跡活用

- 公共利用の可否を市役所で検討
 ⇒公共利用が見込める場合・・・市有施設として再活用
 ⇒公共利用が見込めない場合・・・売却
 ※コミュニティ機能としての活用を希望する場合には、地域による自主運営を条件として、建物を市民集会施設としての利用も可能
 ⇒建物は不動産鑑定評価額で譲渡
 ⇒土地は有償貸付（想定貸付料は年間約28万円程度）
 ※固定資産評価替えにより変動する可能性あり。

参考 あやめ野小学校・月寒小学校・月寒東小学校の児童数推計【令和4年度～令和10年度】

(単位・・・児童数：人 / 学級数：学級)

	R4		R5		R6		R7		R8		R9		R10	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
あやめ野小	162	6	163	7	163	6	167	6	178	6	185	6	198	7
月寒小	528	17	509	17	491	17	445	16	429	16	399	15	394	15
月寒東小	567	18	550	18	527	18	527	19	521	19	481	17	461	17

※令和4年5月1日時点の住基データ等に基づく推計値

※少人数学級拡大 (R3は1・2年35人学級、R4から3年、R5から4年、R6から5年、R7以降全学年)

※通常学級のみ計上

2 取組経過

- ▶令和3年7月16日(金)：月寒地区町内会連合会の各役員①
市・教育委員会の取組イメージを説明、意見交換を実施
- ▶令和3年7月21日(水)：東月寒地区町内会連合会の各役員①
市・教育委員会の取組イメージを説明、意見交換を実施
- ▶令和3年11月18日(木)：あやめ野小PTA役員①
市・教育委員会の取組イメージを説明、意見交換を実施
- ▶令和4年5月12日(木)：あやめ野小PTA役員②
2回目の意見交換
- ▶令和4年7月4日(月)：あやめ野小PTA役員③
3回目の意見交換
- ▶令和4年8月3日(水)：月寒小PTA役員①
市・教育委員会の取組イメージを説明、意見交換を実施
- ▶令和4年8月17日(水)：月寒地区町内会連合会の各役員②
各小学校PTA役員の意見を紹介、再度の意見交換を実施
- ▶令和4年8月26日(金)：東月寒地区町内会連合会の各役員②
各小学校PTA役員の意見を紹介、再度の意見交換を実施
- ▶令和4年8月26日(金)：月寒東小PTA役員①
市・教育委員会の取組イメージを説明、意見交換を実施
- ▶令和4年12月16日(金)、令和4年12月17日(土)：住民説明会(月寒公民館)
学校規模適正化の取組、市・教育委員会の取組イメージについて説明

1 町内会連合会役員の皆様からのご意見等

▶小学校の統合全般に関するご意見等

- 統合のメリットを説明するなど、保護者に安心感を与えることが大事
- 子どもやPTAとの話し合いが大事
- あやめ野小の統合は寂しいところではあるが、少子化の流れの一つと認識している。

▶通学区域に関するご意見等

- 指定変更など現在の通学実態を把握した上で、通学区域を検討・説明した方が、保護者は受け入れやすい。

▶学校施設の改築・公共施設の複合化に関するご意見等

- 月寒児童会館は老朽化しているので、月寒小と複合化することについては、月寒地区の皆さんは望むと思う。

▶避難所に関するご意見等

- 地域は、防災関係、避難所などに問題がないかが気になると思う。

2 PTA役員の皆様からのご意見等

▶小学校の統合全般に関するご意見等

- 小規模校だから先生が子どもをよく見てくれている。ケアがしっかりされており、相談もしやすい環境
- 現在は小規模であるが故の問題はないが、クラス内で問題があった時に、環境をリセットできないことはデメリットである。
- 小規模校、適正規模校、大規模校それぞれにメリットとデメリットがある。小規模校で生じるデメリットを乗り越えていくのも教育の一環だと思う。
- あやめ野小は周辺の治安や交通の便が良いので、小規模校であっても、学校に登校しづらい児童の居場所としてあやめ野小を残してほしい。
- 小規模化を解消することで、コミュニケーション能力を育むことができるというメリットについては同意できるが、小規模校ならではのメリットや学べることはたくさんある。
- 実際に通わせてみると小規模校ならではの良さがわかると思うが、選べるならある程度規模のある学校に通わせる。
- 親の立場からすると、クラス替えができたり、運動会が盛り上がる程度の学校規模は欲しい。
- 災害が起こった時のために、あやめ野小が廃校となった後の地域住民の避難所について、しっかりと説明があると、安心して統合を受け入れられる。

(右上へ続く)

▶通学区域に関するご意見等

- 通学安全や通学距離に不安がある保護者のために指定変更区域を設けてほしい。

▶統合後の通学距離、通学安全に関するご意見等

- 教科書に加えてクロームブックも持ち歩かなければならず、荷物が重いので、通学距離が長くなることは子どもへの負担が大きいのではないかと。
- 月寒小周辺に中道が多くあることや、国道36号線を渡るようになることに不安を感じる。

▶学校施設の改築・公共施設の複合化に関するご意見等

- 月寒小周辺には狭い道路やスクールゾーンがあるので、まちセンが複合化された場合も交通安全に不安がある。
- 月寒小に児童会館が複合化される案は、保護者にとっては前向きに捉えられる。

3 住民説明会のご来場の皆様からのご意見等

▶小学校の統合全般に関するご意見等

- 学校関係者や地域の方々が納得して、月寒地区が良い環境になり、子どもたちの成長に結びついていけたらと思う。
- 3年後、小学校に入学予定の子を持つ父としては、小規模校よりは、通常の規模の学校に通わせたい。
- 1学年1クラスしかない、友達関係が固定化されて、合わない子がいた時にクラス替えもできないことはかわいそうなので、統合してクラス数が増える方が良いと思う。
- 想像以上に児童数が減っていることが分かった。1学年1クラスよりは2クラス以上の方が、良好な人間関係を保つことができるのではないかと。ただ、問題は通学距離だと思う。
- あやめ野小が統合されるのは寂しいが、クラス替えのドキドキをあじわえるのは良いと思った。

▶通学区域に関するご意見等

- 児童が安全に通学できるような学区分けを行ってほしい。
- あやめ野小を月寒小と月寒東小に分けず、月寒東小と統合するのはどうか？中学校の位置や友達関係を考えると、分断してしまうのはかわいそう。

▶学校施設の改築・公共施設の複合化に関するご意見等

- 月寒小にまちづくりセンターが複合化されると、学校周りに一般の人の出入りが増え、安心感がなくなる。

月寒・東月寒地区学校配置検討委員会 設置要綱

〔令和4年10月25日〕
教育長決裁

(設置)

第1条 札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針に基づき、豊平区月寒・東月寒地区の小学校の小規模化の諸課題について検討するため、月寒・東月寒地区学校配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項等)

第2条 委員会は、豊平区月寒・東月寒地区の次の各号に掲げる事項について検討することとし、検討結果をまとめた意見書を札幌市教育委員会に提出する。

- (1) 小学校の小規模化の課題解消に関すること。
- (2) その他(1)を進めるうえで必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が指名する委員をもって組織する。

- (1) 関係小学校のPTAの推薦を受けたもの
- (2) 関係連合町内会の推薦を受けたもの
- (3) 関係小学校の校長を含む教員

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する検討事項等について札幌市教育委員会に意見書を提出するまでの間とする。

- 2 前項の任期中に委員を交代した場合、後任者は前任者の任期を引き継ぐものとする。

(代表委員)

第5条 委員会に代表委員（1名）を置く。

- 2 代表委員は、委員の互選により定める。
- 3 代表委員は、共同して委員会を代表するとともに、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、代表委員が招集する。

- 2 会議の司会進行は、事務局である札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課学校規模適正化担当が行う。
- 3 委員会は、会議において必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見その他必要な協力を求めることができる。

(委員の代理出席)

第7条 第3条に規定する委員が会議に出席できない事情があるときは、あらかじめ届け出た代理委員が出席できる。

(部会の設置)

第8条 委員会は、委員会が指定した事項について検討を行うため、関係者による部会を設置することができる。

(情報の提供等)

第9条 委員会における協議内容等については、随時、保護者や地域住民に情報を提供し、意見を募集することとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課学校規模適正化担当が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議のうえ代表委員が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月25日から施行する。